

「高松市子ども・子育て支援推進計画」への 「高松市子どもの貧困対策推進計画」の統合について

- 令和3年度第2回高松市子ども・子育て支援会議
- ▶ 令和4年2月24日（木） 11：00～正午
 - ▶ オンライン会議（502会議室）

▶▶ 両計画統合の背景

本市では、「第2期高松市子ども・子育て支援推進計画（以下「支援推進計画」という。）」（令和2年度～6年度）を策定し、子どもを社会全体で健やかに育むための施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、「高松市子どもの貧困対策推進計画（以下「貧困対策推進計画」という。）」（平成30年度～令和4年度）を策定し、全ての子どもが心身ともに健やかに育成されるよう、子どもの貧困対策に取り組んでいる。

このような中、子どもを取り巻く環境は大きく変化しており、それに伴い複雑・多様化している子どもの貧困に係る問題に適切に対応するためには、子育て支援施策全般を一体的に捉え、子どものライフステージに応じた継続的な視点で、かつ分野横断的に、施策をより効果的・効率的に推進することが重要であると考えます。

現在、国において、こども政策の一元的な推進体制（令和5年度に「こども家庭庁」創設）が検討されていることも踏まえ、「支援推進計画」の次期改定時（令和7年度～）に両計画を統合することとし、それまでの間、「貧困対策推進計画」の計画期間を延長する。

「こども政策」関係法に基づく市町村計画の策定状況

分野	①子ども・子育て支援	②子どもの貧困対策	③少子化対策	④児童虐待	⑤ひとり親家庭の支援	⑥障がい児支援	⑦いじめ・不登校	⑧子ども・若者支援
法律	子ども・子育て支援法	子どもの貧困対策の推進に関する法律	少子化社会対策基本法	児童虐待の防止等に関する法律	母子及び父子並びに寡婦福祉法	児童福祉法	いじめ防止対策推進法	子ども・若者育成支援推進法
市町村計画	子ども・子育て支援事業計画	子どもの貧困対策計画	なし	なし	ひとり親家庭自立促進計画	障害児福祉計画	なし	子ども・若者計画
市町村策定義務等	義務	努力義務 (R元.6月～)			努力義務	義務		努力義務
本市の策定状況	高松市子ども・子育て条例 第10条（抄）：子どもに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、子ども・子育て支援推進計画を定めなければならない。							
	支援推進計画							
	事業計画	貧困対策推進計画					たかまつ障がい者プラン	

「貧困対策推進計画」の単独策定の経緯

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
国	<p>▲ 6月 子どもの貧困対策の推進に関する法律 公布</p> <p>▲ 1月 同法律 施行</p>	<p>8月 子供の貧困対策に関する大綱</p>					<p>▲ 6月 同法律 改正</p> <p>△市町村計画 努力義務化</p>	<p>11月 新たな大綱</p>	
香川県			<p>8月 子どもの貧困対策推進計画</p>	<p>▲ 9月 子どもの未来応援アンケート調査 実施</p>				<p>3月 第2期計画</p>	
					<p>3月 子どもの未来応援体制整備プラン</p>				
本市							<p>3月 貧困対策推進計画</p>		
支援推進計画			<p>3月 第1期計画</p>					<p>3月 第2期計画</p>	3

「貧困対策推進計画」の「支援推進計画」への包含性

第2期支援推進計画の基本施策に位置づけ

支援推進計画には、「子どもの貧困対策は『高松市子どもの貧困対策推進計画』に基づき推進します。」と記載

貧困対策推進計画の登載事業の大部分が、支援推進計画の登載事業と同事業（一部関連事業）

貧困対策推進計画策定時（H30）	令和2年度末の状況		
貧困対策推進計画 総事業数	同事業 (一部関連)	個別登載事業	廃止事業
84	66 (78.6%)	<u>14</u>	4

貧困対策推進計画の個別登載事業の主なもの

- ・ 学習支援事業
- ・ 生活保護による支援
- ・ 自立相談支援事業
- ・ 保育施設等における生活保護世帯やひとり親世帯等の優先的入所
- ・ 低所得世帯における保育施設等の利用者負担額の軽減、放課後児童クラブ利用料の減免

▶▶ 他市の「貧困対策推進計画」策定状況と今後の改定予定

● 策定状況（中核市及び中四国・県内市）

策定状況	中核市	中四国・県内市（中核市除く）
① 支援推進計画と一体的に策定	35市（58.3%）	51市（61.5%）
② 貧困対策推進計画等を単体で策定	13市（21.7%）	7市（8.4%）
③ 貧困対策推進計画 未策定	12市（20.0%）	25市（30.1%）

● 上記②のうち、本市と同様に計画期間を令和4年度末（3年度末）としている計画の改定の方向性

	方向性	備考
4市	支援推進計画等との統合を決定・検討	計画間で重複する施策が多いため、貧困対策推進計画の期間を延長した上で、関連計画を統合し、一体的に推進
3市	貧困対策推進計画を単体で策定	支援推進計画と重複する施策があるものの単体で策定 なお、2市は、一体的に策定することも検討したが、計画期間に相違があるため、単体で策定

本市の貧困対策の推進状況 / 新たな課題への対応状況

貧困対策推進計画の数値目標設定事業の達成状況

	事業名	担当課	数値目標 (R4年度末)	達成率 (%)		
				H30	R1	R2
1	学習支援事業	生活福祉課	5か所	60.0	80.0	80.0
2	自立相談支援事業		支援プラン作成率 50%	30.6	46.2	62.0
3	子ども食堂等支援事業	子育て支援課	23か所	60.9	73.9	65.2
4	母子・父子自立支援プログラム策定員による支援	こども家庭課	プログラム策定者 就職率 88.8%	81.3	69.9	65.3
5	多子世帯における保育施設等の利用者負担額の軽減	こども保育教育課	842,891千円 (※1)	93.3	100.0	100.0
6	産後ケア事業	健康づくり推進課	宿泊型：52件 通所型：7件	123.7	145.8	135.6
7	子育て世代包括支援センターの設置		7か所	71.4	71.4	100.0
8	乳児家庭全戸訪問事業		訪問実施率 95%	97.9	96.8	92.9
9	スクールソーシャルワーカー配置事業	学校教育課	21人	61.9	61.9	100.0
10	まなびの場づくり事業	生涯学習センター	52か所	61.5	73.1	59.6
11	適応指導教室推進事業 (登校支援)	総合教育センター	学校復帰率 50%	56.0	90.0	84.0

新たな課題への対応状況

年度	事業名
H30	子ども食堂等支援事業
	子どもの貧困対策コーディネート事業
	子ども家庭総合支援拠点
	高松型地域共生社会構築事業
R2	多胎妊産婦支援事業
R3	つながりの場づくり緊急支援事業 (子ども食堂(※2)、フードパントリー)
R4 (予定)	ひとり親家庭福祉増進事業
	養育費等支援事業
	たかまつ子ども食堂ネットワーク連携促進事業

(※1) R1.10月施行の幼児教育・保育の無償化制度により、満3歳以上の子どもが市単事業の対象外となったため、R1・2年度の事業費実績は目標値を下回っているが、無償化制度との併用により、事業目的は達成されている。

(※2) 単年度事業

▶▶ こども政策を取り巻く社会情勢の変化 「こども家庭庁」創設の動き

「こども家庭庁」の創設に向けた
「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が
閣議決定（令和3年12月21日付け）

こども政策の司令塔機能

を

「こども家庭庁」に一本化

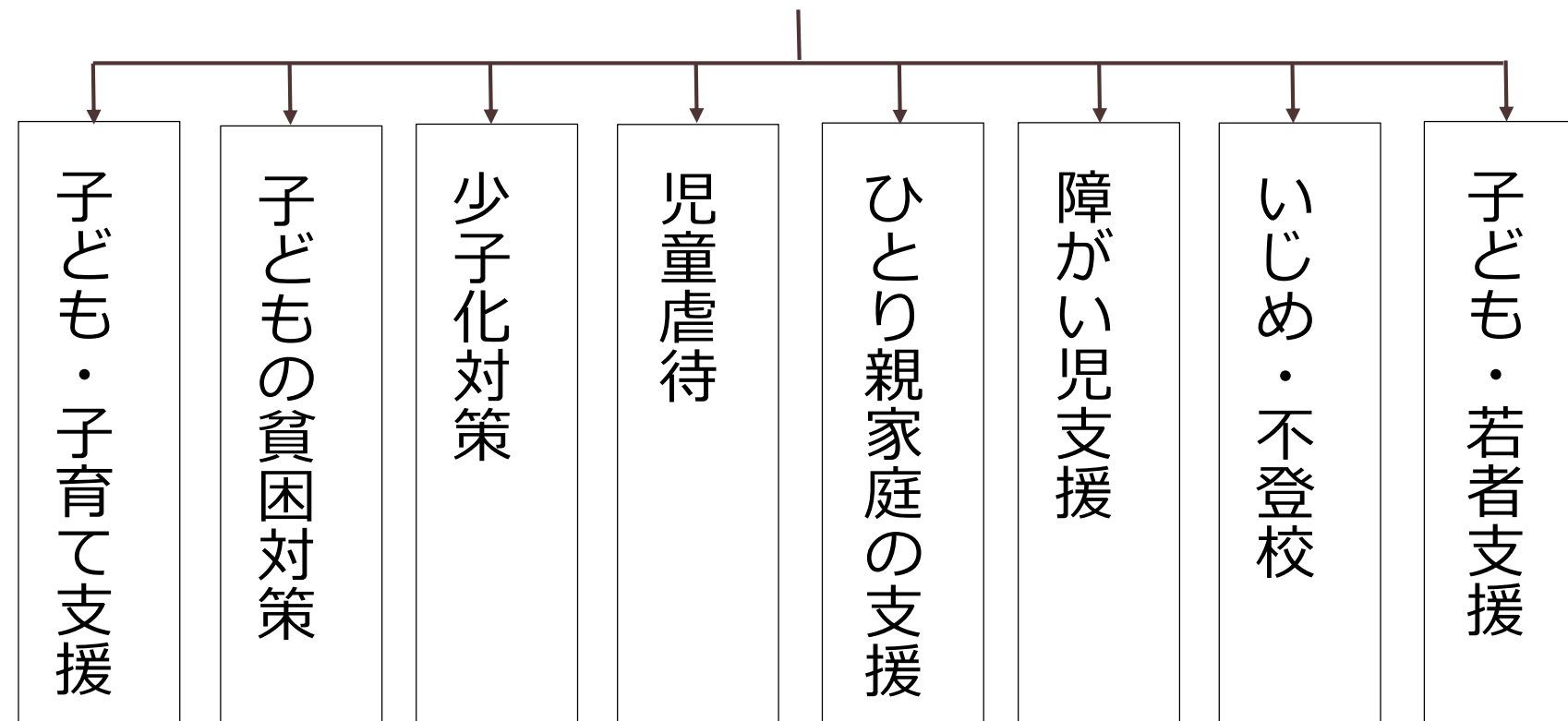
することにより、

政府の

こども政策を一元的に推進

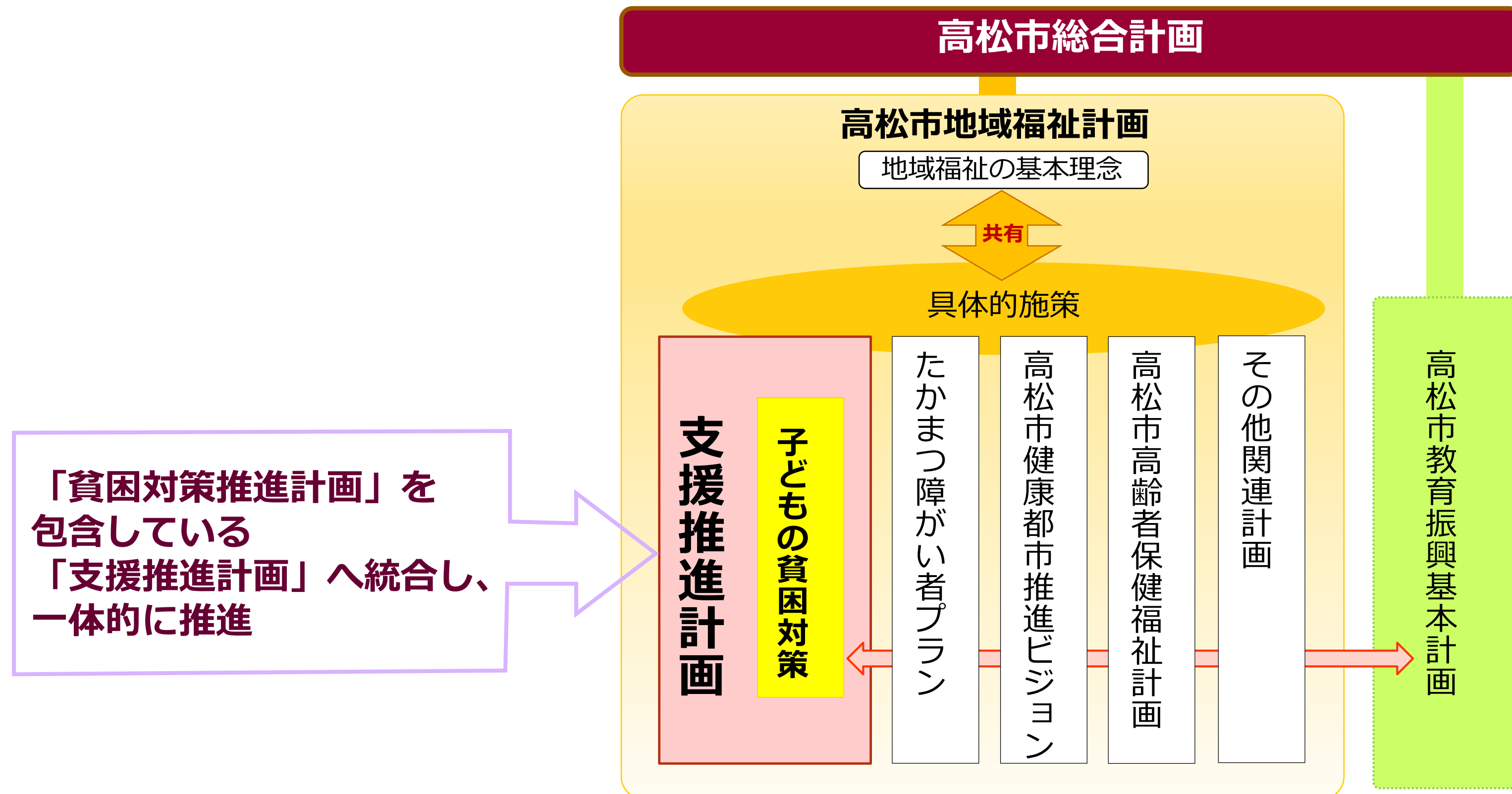
する。

こども家庭庁



など

▶▶ 両計画における次期計画策定の方針（案）



「貧困対策推進計画」の計画期間の取扱い（案）

計画名称	計画期間	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7~
総合計画	H28~R5 (8年間)		第6次								第7次	
地域福祉計画	H28~R5 (8年間)		第3次								第4次	
支援推進計画	R2~R6 (5年間)	第1期					第2期					第3期
事業計画（※1）		中間見直し					中間見直し					
貧困対策推進計画	H30~R4 (5年間)			第1期					期間延長		統合 (※2)	
香川県健やか 子ども支援計画	R2~R6 (5年間)		第1期				第2期					
香川県子どもの 貧困対策推進計画	R2~R6 (5年間)		第1期				第2期					

（※1）事業計画：5年間の計画期間における、幼稚園・保育所、放課後児童クラブなどの需給計画

（※2）貧困対策推進計画の個別掲載事業は、支援推進計画の基本施策「子どもの貧困対策の推進」に搭載する予定

▶▶ 両計画統合の効果 / 統合等による課題と対応

● 支援推進計画へ統合することによる効果

子ども・子育て支援において、子どもの貧困問題のみならず、児童虐待のほか、新規の政策課題や隙間事業への対応など、総合的・包括的な支援を推進

両計画の「ニーズ調査」を合わせて実施し、同じ対象から子育て支援にかかる情報を広範に収集することにより、効率的・効果的に、調査実施・結果分析が可能

こども家庭庁が令和5年度中に創設されることに伴い、『子どもの貧困対策』を含む、国の「こども政策」の方針を計画に反映

● 支援推進計画への統合、計画期間延長による課題と対応

貧困対策推進計画で、令和4年度末の数値目標を設定している11事業については、貧困対策部会で審議し、令和6年度末の数値目標を再設定

子どもや子育て家庭の支援においては、コロナ禍によって拡大した支援対象を取りこぼすことなく、深刻化・複雑化した課題にも対応した、包括的な支援策を講じていく必要があるため、計画の統合に関わらず、引き続き貧困対策部会において、専門的見地からいただいた意見を、「支援推進計画」へ反映